

育児・介護休業法に基づく育児休業等の取得状況について

■ 男性労働者の育児休業と育児を目的とした休暇の取得割合

年度	割合（小数第1位以下切り捨て）
令和4年度	70%

※事業年度は、4月～3月を一事業年度としている。
